

- (イ) 地盤 地下水の水位の低下による地盤沈下等
- (ウ) 土壤
- (エ) その他の環境要素 日照阻害、光害等

[解説]

技術指針では、愛媛県環境基本条例（平成8年愛媛県条例第5号）に規定する基本理念及び施策の策定等に係る指針を踏まえ、環境要素を大きく、①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持、②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全、③人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全、④環境への負荷の量の程度の4つに分け、従来の公害の防止と貴重な自然環境の保全にとどまらず、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然との触れ合い活動の場のように環境の範囲を広げている。

環境影響評価の項目の範囲として示した環境要素の4つの大区分に関しては、それぞれにおいて取り扱われる要素の性質が異なることから、どのような視点により調査、予測及び評価を行うかについての基本となる方針を示すものである。

「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」を旨として調査、予測及び評価する環境要素を「大気環境」、「水環境」、「土壤に係る環境その他の環境」の3つに区分し、さらにそれぞれを細区分して選定することを示したものである。

大気環境では、大気質、騒音、振動、悪臭のほか、気象、風害、低周波空気振動等を取り上げ、事業特性及び地域特性により、その他の項目（光害など）を追加するなど環境要素を柔軟に選定できるようになっている。

技術指針の別表第1は、環境要素を法令等による規制や目標が定められたものを包括的に示したものであるので、事業者は同表に示された区分を基に、事業の内容や地域特性を詳細に把握し、対象事業に係る環境要素を具体的に選定する必要がある。

また、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される項目には、窒素酸化物や水質汚濁物質等のように、その排出による「汚染の程度及び広がり」を検討する必要がある場合と、騒音、地形・地質等のように環境要素そのものの状態の変化の程度及び広がりを検討すべき場合があることを示すものである。

また、これら汚染・変化には、狭い範囲に強い汚染・変化が現れるもの、逆に、汚染・変化の程度は低いが、広範囲にわたり影響のあるものがあり、程度と広がりの両者を把握し、評価することが重要である。

- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。）
- ア 動物 重要な種及び注目すべき生息地等
 - イ 植物 重要な種及び群落等
 - ウ 生態系 地域を特徴づける生態系、樹林地等

[解説]

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価する環境要素を動物、植物、生態系の3つに区分して選定することを示したものである。

動物及び植物については、技術指針の別表第1では、陸生動物と水生動物、陸生植物と水生植物に細工分している。

① 「重要」

「重要」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものを意味する。

「植物」及び「動物」の項目において重要なものを対象としたのは、植物相、植生、動物相を把握した上で、生物の多様性の確保の観点から特に「重要な」種や群落については、それぞれへの影響の程度を把握すべきと考えたことによるものである。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。）

ア 景観 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観等

イ 人と自然との触れ合いの活動の場 主要な人と自然との触れ合いの活動の場等

ウ 文化財 文化財、埋蔵文化財包蔵地等

[解説]

人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素を景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び文化財に区分して選定することを示したものである。

景観には視対象及び視点場とそれらの間に成り立つ「眺望」という関係が含まれている。また、視対象となっている、若しくはなり得る「景観資源」の存在があり、これらについて評価の対象として示し、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に細区分している。

「主要な眺望点」は、不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民の日常生活の場所のうち景観資源を眺望する場所を、「主要な眺望景観」は、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

「人と自然との豊かな触れ合い」活動には、自然豊かな地域へ出掛けたり、街の中の緑地や水辺地の自然が目に入って安らぎを覚えたりするなど、非日常的な余暇活動において行われる野外レクリエーションから、日常生活における散策などの触れ合い活動に至るまで、登山、キャンプ、自然観察、水遊び、釣り、キノコ狩り、休養、眺望、花見、散策等の様々な活動の形態が想定されるところである。

「人と自然との触れ合いの活動の場」は、様々な自然との触れ合い活動が行われる施設及び場が対象とされたもので、「施設」に加えて「場」という「空間」を環